

「義肢等補装具専門家会議」報告書 正誤表

頁	行	誤	正
1	1行目	義肢等補装具 <u>支給費</u> 制度	義肢等補装具 <u>費支給</u> 制度
12	16行目	筋電電動義 <u>肢</u> 支給後1年経過時	筋電電動義 <u>手</u> 支給後1年経過時
16	6行目	上腕切断者については、原則 <u>4</u> 週間であるが、	上腕切断者については、原則 <u>6</u> 週間であるが、
16	17行目	国が負担すべきである	国が負担すべきである <u>。</u>
24	23行目	「歩行補助つえのうち松葉 <u>ㇿ</u> え」	「歩行補助つえのうち松葉 <u>ㇿ</u> え」
25	23行目	ウ 松葉 <u>ㇿ</u> え	ウ 松葉 <u>ㇿ</u> え
25	25行目	松葉 <u>ㇿ</u> えの使用形態から、	松葉 <u>ㇿ</u> えの使用形態から、
28	19行目	(ク) ギャツ <u>ㇿ</u> ベッド	(ク) ギャツ <u>ㇿ</u> ベッド